

7 南郷中学校の約束事について

(1) 服装について

冬服

(上衣) 黒詰め襟学生服
(下衣) 黒長ズボン

(上衣) 濃紺ダブルスーツ
(下衣) 濃紺スカート(24追いかけひだ)
または濃紺スラックス

夏服

(上衣) 白無地カッターシャツ・白ポロシャツ
(ズボンの中に入れる)
(下衣) 黒長ズボン

(上衣) 白無地カッターシャツ・白ポロシャツ
(スカートの中に入れる)
(下衣) 濃紺スカート(24追いかけひだ)
またはスラックス

① 更衣時期は設けていない。

一般的な目安として次の通りとする。

夏服 6月1日～9月30日

冬服 10月1日～5月31日

② 名札は定められた位置に付ける。

③ 通学時は、上記の制服を着用すること。

ただし、寒冷期については防寒着を学生服・ブレザーの上から着ることを認める。

※休日、長期休業中の部活動のための移動は、部活動で認めているものについて可。

④ 学生服・ブレザーの中にフード付きの服(パーカー)を着用しないこと。

⑤ 校舎内では防寒着・防寒具は着用しない。(コート・マフラー・手袋 等)

⑥ シャツ・ベルトなどは華美でないものとする。

⑦ 靴下、ストッキングは、制服にふさわしいものとする。

⑧ 体育の授業時の服装については、学校指定のものを着用すること。

⑨ シューズ 下靴は運動靴とする。ただし高価なものは避けること。

上靴(一般で売られている物。色は白をベースとする)

体育館シューズ(学校指定)



(2) 登校・下校について

- ① 登校・下校時は、交通ルールを守り、安全に注意する。
- ② 登校・下校時は、店への立ち寄りや禁止とする。(休日の部活動からの帰りも同様とする。)
- ③ 一度登校したら、下校するまで無断で校外に出ない。(午前中授業の場合も同様とする。)
- ④ 不審者、不審車両を見かけた場合は、110番通報するとともに学校にも連絡をする。
- ⑤ 自転車通学については、次の通りとする。

◇ 自転車通学を許可する地域

1. 大石小学区は龍門、小田原、曾束(富川はスクールバス) ただし、大石バス停までとする。
2. 南郷小学区は外畑、内畑、南郷五丁目、南郷六丁目の自転車通学希望者。

※学区外通学(田上小、石山小など)の生徒は、自転車通学は禁止!

(大津市教育委員会の定める規定により)

◇ 通学用自転車については、次のことを厳守すること。

- 1 ドロップハンドルは禁止。ハンドルは正しい位置に取り付け変形させない。
- 2 付属品は、必要なものとどめる。(ランプ・ベル・鍵)
- 3 ヘルメット(使用許可シールの貼られたもの)を必ず着用する。
- 4 いつも、よく整備しておく。(ライト・ベル・ブレーキ・カギ等) ※改造等の禁止



これらが守られていない場合、自転車通学の一時停止などの処置をとることがある。また、危険な状態での通学が続く場合は、自転車通学許可を取り消す場合もある。上記の内容を守り、また交通ルールを守って自転車通学できる者は、別紙の申請書と許可ステッカー代(300円)を提出し、許可証を受け取る。

◇ 自転車通学の申請時には、申請書の他に、必ず自転車保険の加入証明書のコピーを一緒に出すこと。これがなければ、自転車通学の許可は下りない。

- ⑥ バス通学については、乗車マナーを守り、他の生徒や一般客に迷惑をかけるような行動をすること。



ご家庭でも、公共交通機関を利用する時のルール、マナーについて話をしてください

(3) その他

- ① 欠席、遅刻、早退の時は、必ず保護者からテロ、電話、手紙等で学校へ連絡をしてもらう。
- ② 学校感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザ等)、忌引きの時は、出席停止とする。
- ③ アルバイトは禁止。

1. 欠席・遅刻について

- 欠席・遅刻のときは、家庭より必ず連絡をしてもらう。（テトル・電話・手紙）
電話の場合は、8：15までに学校に連絡すること。
- 1時間目の授業に間に合わなかった時は、まず職員室に来ること。

2. 始業時刻について

- 7：45～8：25に登校する。（7：45に昇降口が開く。）
- 登校したら着席して朝学習・朝読書の準備をする。
- 8：30に先生が各教室で出欠確認を行う。間に合わない場合は遅刻とする。



3. 朝の会について

- 健康チェックを行う。
- 一日の予定を確認する。
- 貴重品は担任に預ける。（定期・財布など）
- 欠席者や遅刻者の確認をする。

4. 服装・頭髪について

- 学校の規則をしっかりと守り、違反服は着用しない。
- 上靴、体育館シューズ、下靴の区別をしっかりとつける。
- 制服を正しく着用し、名札を必ずつける。
- 髪の染色・脱色・パーマ、化粧、カラーコンタクトレンズ、マニキュアをしない。
- ピアス、ネックレス、ブレスレット、華美な髪留め等、学習に不必要なアクセサリをつけない。
- 腕時計は通学などで必要な人のみ使用し、華美、高価なものを避ける。
腕時計は貴重品として朝の会で預け、校舎内では使用しない。

5. 授業について

- 授業前に授業の準備をしておき、開始時、「起立、気をつけ、礼」の号令を行う。
- 授業三悪（忘れ物・遅刻・私語）をなくす。ベル前着を徹底する。
- 授業中は、水筒（ペットボトル）は机の上に置かない。
- 特別教室への移動は速やかに行い、トイレは休み時間中に済ませておく。
- 授業を抜けたり、さぼったりしない。授業の妨害は許さない。

6. 持ち物について

- 自分の物には必ず名前を書き、自分で責任を持って管理する。
- 友達と物の貸し借りはしない。また、他人の物を勝手に触らない。
- 不要物（携帯、スマホ、音楽プレイヤー、マンガ、菓子類など）は持って来ない。



7. テストの受け方について

- 男女混合名簿順で決められた席で受ける。
- 机の引き出しの中や横は何もないようにする。
- 机の上にはシャープペンシル、鉛筆、消しゴム、定規、コンパスなど、テストに必要な物だけ置く。

8. 提出物について

- 計画的に取り組み、期限をしっかりと守って確実に提出する。

9. 施錠について

- 特別教室移動時は、窓、ドアなどの戸締まりをする。
- カギ当番は、教室のカギの管理を責任を持って行う。



Ⅰ 0. 職員室の出入りについて

- 用事のあるときにのみ、一人で入室する。（黄色のラインまで）
- 防寒着は脱ぎ、荷物やカバンは持って入らない。（入室前に職員室外に置く）
- 入室のときは、「失礼します。〇年〇組の〇〇です。□□先生はいらっしゃいますか。」
退室のときは、「失礼しました。」と、礼儀正しい言葉で話す。
- 8：15～8：25は職員打合せをしているので、入室できない。

Ⅰ 1. 保健室の利用について

- 利用マナーを守り、保健室の先生の指示に従う。（上靴は廊下で脱ぐ）
- 体調が悪いときは、授業の先生に伝えてから保健室に行く。
- 保健室での安静・休養は原則として50分を限度とする。
- 1校時と最終校時は保健室での休養を原則不可とする。



Ⅰ 2. 給食時や昼休みの時間について

- 給食、水分補給は自分の教室でとる。
- 他クラスの教室内や他学年のフロアには行かない。
- （弁当時）麺類、カップスープなどは持って来ない。ごみは各自で持ち帰る。
- （弁当時）紙パックの飲料はOKだが、飲むのは昼食時に限る。飲み切ること。
- 給食時に使った割り箸は各自で持ち帰る。（学校のごみ箱に捨てない！）
- 飲料として持ち込みができるのは、水、お茶、スポーツドリンクに限る。

Ⅰ 3. 清掃について

- 班員全員で協力して、真面目に取り組み、自分の役割を果たす。
- 掃除用具は大切に扱い、必ず元の場所に戻す。



Ⅰ 4. 公共物について

- 机、椅子、ロッカー、壁、窓ガラス、掃除用具など、教室や学校の物を大切に扱う。
また、使った物は必ず元に戻す。（絶対に落書きしない、傷をつけない）

Ⅰ 5. 下校について

- 部活動、学級活動、生徒会活動等を除き、用事がないのに学校に残らない。
- 下校時刻を守る。〔一般下校時刻〕5時間授業→15：00 6時間授業→16：00
〔部活下校時刻〕部活保護者会（5月）の資料で確認してください。
- 下校時は、寄り道をせずにできるかぎり複数で帰る。

Ⅰ 6. 学校生活全般について

- まずは自分で考え、友達と話し合い、相談し、行動する。
- 登校したら、校外に出ない。（忘れ物を取りに帰ったりしない！）
- 通学マナーを心がけ、歩行者も自転車も交通ルールを守り、交通事故に気をつける。
- バス通学者は、乗車時やバス停でのマナーをしっかりと守ること。

☆何かトラブルが起こった時や、起こりそうな時は、

近くの先生に言うか、すぐに職員室まで連絡してください。

☆ルールを守り、みんなで気持ちよく学校生活を送りましょう。

※学校生活について、ご不明な点がある場合は、学校までお問合せください。

(4) 非常変災時など緊迫事態における非常措置について

1 気象における対応

(1) 「暴風を含む警報」および「特別警報」における措置

① 臨時休業

午前7時の時点で、滋賀県内に「暴風を含む警報」が発表されている場合、又は大津市南部に「特別警報」が発表されている場合、その日は臨時休業とします。

※ テレビ等で確認をお願いします。学校からの連絡はありません。

※ 午前7時以降に、警報が解除になった場合も、その日は臨時休業となります。

② 終業時刻の変更等

登校後、滋賀県内に「暴風を含む警報」又は大津市南部に「特別警報」が発令された場合や発令が必至と判断される場合には、状況等を考慮して下校の措置をとります。

(2) その他の警報等（大雨警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報）の発令時における措置

原則、平常授業を行います。ただし、登下校時の生徒の安全確保が心配されるときは、特別の指示（臨時休業、始業時刻や終業時刻の変更等）を出すことがあります。その場合は、指示に従うようお願いいたします。

また、登校中に危険箇所がある場合や危険が予測されるような場合には、学校へ連絡をお願いいたします。（南郷中学校 077-534-7121）

2 地震における対応

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常授業とします。

3 武力攻撃事態等における対応

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常授業とします。

4 熱中症予防

- (1) 「暑さ指数(WBGT)」が31度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。
- (2) 空調設備がない場所において、「暑さ指数(WBGT)」が28度以上31度未満の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けるようにします。

※ご家庭におかれましても、十分な水分の用意や、睡眠や朝食摂取等お子様の健康管理に努めていただき、熱中症予防にご留意くださいますようお願いいたします。

5 その他

- 土日祝日の部活動や体験入学等も、同様に対応をします。
- 自宅が留守で鍵がかかっていて家に入れないなどの状況で困らないよう、非常の場合はどうするかということをご家庭で確認をお願いします。